

奈良市公報

号外第6号 令和3年3月訓令甲等

令和4年6月17日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

訓 令 甲

月 日	番号	件 名	主 管
3 19	1	奈良市押印省略に伴う関係訓令甲の整備に関する規程	法務ガバナンス課
3 31	2	奈良市行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係規程の整備に関する訓令	人事課
3 31	3	奈良市職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令	人事課
3 31	4	奈良市事務専決規程の一部を改正する訓令	総務課

公 営 企 業

月 日	番号	件 名	主 管
3 9	3	奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程	経営企画課
3 9	4	奈良市企業局会計年度任用職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程	経営企画課
3 9	5	奈良市水道給水装置の用途の認定基準に関する規程の一部を改正する規程	経営企画課
3 31	6	奈良市企業局組織規程の一部を改正する規程	経営企画課
3 31	7	奈良市企業局組織規程の一部改正に伴う関連規程の整備に関する規程	経営企画課
3 31	8	奈良市企業局工事検査規程の一部を改正する規程	水道計画課
3 31	14	奈良市企業局入札参加者等審査会要綱の一部を改正する告示	経営企画課
3 31	15	奈良市企業局入札参加者等審査会要綱の一部を改正する告示	経営企画課

消 防

月 日	番号	件 名	主 管
3 31	1	奈良市消防職員任用規程の一部を改正する訓令	総務課
3 31	2	奈良市消防吏員の階級別定数規程の一部を改正する訓令	総務課

教 育 委 員 会

月	日	番号	件名	主管
3	26	8	奈良市指定文化財の指定	文化財課
3	31	2	奈良市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則	教育総務課
3	31	3	奈良市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則	教育総務課
3	31	4	奈良市教育センター組織に関する規則の一部を改正する規則	教育総務課
3	31	5	奈良市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	教職員課
3	31	6	奈良市立図書館管理規則の一部を改正する規則	中央図書館
3	31	9	奈良市立中学校通学区域についての一部を改正する告示	教育総務課
3	31	10	奈良市立学校教職員の人事評価に関する苦情処理要綱の一部を改正する告示	教育総務課
議 会				
月	日	番号	件名	
3	26	1	奈良市議会会議規則の一部を改正する規則	
3	26	1	奈良市議会事務局組織及び処務等に関する規程の一部を改正する規程	
正 誤 表				
正誤表				

訓 令 甲

奈良市訓令甲第 1 号

庁 中 一 般
関 係 各 所

奈良市押印省略に伴う関係訓令甲の整備に関する規程を次のように定める。

令和 3 年 3 月 19 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市押印省略に伴う関係訓令甲の整備に関する規程
(奈良市文書取扱規程の一部改正)

第 1 条 奈良市文書取扱規程 (昭和 23 年奈良市訓令甲第 2 号) の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 4 号中「押印する」を「署名又は押印する」に改め、同条第 2 項及び第 4 項中「受領印を押さなければならない」を「署名又は押印しなければならない」に改める。

第 27 条第 4 項中「受領印」を「受領者の署名又は押印」に改める。

別記第 1 号様式中「受領印」を「受領」に改める。

別記第 1 号様式の 2 中「総務課担当印」を「総務課担当」に、「主管課担当印」を「主管課担当」に改める。

別記第 2 号様式中「受領印」を「受領」に改める。

別記第 3 号様式中「印」を削る。

別記第 6 号様式中「所属長印」を「所属長」に、「取扱者印」を「取扱者」に改める。

別記第 9 号様式中「取扱者印」を「取扱者」に改める。

別記第 12 号様式中「受領印」を「受領」に改める。

(奈良市マイクロフィルム文書取扱規程の一部改正)

第 2 条 奈良市マイクロフィルム文書取扱規程 (昭和 45 年奈良市訓令甲第 3 号) の一部を次のように改正する。

第 10 条第 2 項第 1 号及び第 2 号中「記名押印」を「記名」に改める。

別記第 1 号様式中

照 合		検 印	
--------	--	--------	--

を

「

照 合	
--------	--

」に改める。

別記第 2 号様式中「印」及び「印」を削る。

別記第 2 号様式の 2 中「印」を削る。

別記第 3 号様式中「印」及び「印」を削る。

別記第 3 号様式の 2 中「印」を削る。

別記第 5 号様式中「印」を削る。

別記第 6 号様式中「承認印」を「承認」に改める。

(職員の人事記録の作成及び保管等に関する規程の一部改正)

第 3 条 職員の人事記録の作成及び保管等に関する規程 (昭和 46 年奈良市訓令甲第 2 号) の一部を次のように改正する。

別記様式中「本人確認印」を「本人確認」に改める。

(奈良市職員服務規程の一部改正)

第 4 条 奈良市職員服務規程 (昭和 40 年奈良市訓令甲第 8 号) の一部を次のように改正する。

別記第 2 号様式中「所属部局長承認印」を「所属部局長確認 (署名又は押印)」に、「所属長承認印」を「所属長確認 (署名又は押印)」に改め、「印」を削る。

別記第 3 号様式中「印」を削る。

別記第 6 号様式及び別記第 7 号様式中

氏名	印
----	---

を

氏名	
----	--

に、

所属長の意見 及び認印	
----------------	--

を

所属長の意見	所属長
--------	-----

に改める。

別記第11号様式中「氏名 印」を

氏名	
----	--

に、「所属長印」を「所属長確認（署名又は押印）」に、「所属部長印」を「所属部長確認（署名又は押印）」に、「人事担当課長印」を「人事担当課長確認（署名又は押印）」に、「人事担当部長印」を「人事担当部長確認（署名又は押印）」に改める。

別記第12号様式中「氏名 印」を

氏名	
----	--

に、「所属長の印」を「所属長確認（署名又は押印）」に改める。

別記第12号様式の3及び別記第12号様式の4中「氏名 印」を

氏名	
----	--

に、「所属長印」を「所属長確認（署名又は押印）」に改める。

別記第12号様式の5中「氏名 印」を「氏名 印」に、「所属長認印」を「所属長確認（署名又は押印）」に改める。

別記第12号様式の6中「㊟」を削り、「所属長認印」を「所属長確認（署名又は押印）」に改める。

別記第14号様式中「氏名 印」を

氏名	
----	--

に、「所属長印」を「所属長確認（署名又は押印）」に改める。

別記第17号様式中「㊟」を削る。

(奈良市保安員服務規程の一部改正)

第5条 奈良市保安員服務規程（昭和42年奈良市訓令甲第12号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第2号中「送付し、受領印を受けること」を「送付すること」に改める。

(奈良市職員研修規程の一部改正)

第6条 奈良市職員研修規程（平成3年奈良市訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「印」を削る。

別記第2号様式中「㊟」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際、現にこの訓令による改正前のそれぞれの訓令の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(令和3年3月19日掲示済)

奈良市訓令甲第2号

庁中一般
関係各所

奈良市行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係規程の整備に関する訓令を次のように定める。

令和3年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係規程の整備に関する訓令

(奈良市都市問題調整会議設置規程の一部改正)

第1条 奈良市都市問題調整会議設置規程(昭和62年奈良市訓令甲第7号)の一部を次のように改正する。

別表第2 総務部の項中「資産経営課長」を「資産管理課長」に改める。

(奈良市人権教育・啓発推進本部設置規程の一部改正)

第2条 奈良市人権教育・啓発推進本部設置規程(平成2年奈良市訓令甲第5号)の一部を次のように改正する。

第9条第3項中「人権政策課長」を「共生社会推進課長」に改め、同条第4項中「男女共同参画課長」を削り、同条第5項中「人権政策課」を「共生社会推進課」に改め、「男女共同参画課」を削る。

別表第1 企画部会の項中「資産経営課長」を「資産管理課長」に、「人権政策課長 男女共同参画課長」を「共生社会推進課長」に改め、同表研修部会の項中「生活環境課長」を「斎苑管理課長」に改め、同表調査研究部会の項中「人権政策課長」を「共生社会推進課長」に改め、同表市民運動推進部会の項中「新斎苑建設推進課長」を「斎苑管理課長」に改め、同表分野別課題推進部会の項中「人権政策課長 男女共同参画課長」を「共生社会推進課長」に改め、「子育て相談課長」を「子育て相談課長 児童相談所設置推進課長」に改め、「健康増進課長」を「健康増進課長 新型コロナウイルスワクチン接種推進課長」に改める。

別表第2 企画部会の項中「人権政策課長 男女共同参画課長」を「共生社会推進課長」に改め、同表調査研究部会の項中「人権政策課長」を「共生社会推進課長」に改め、同表分野別課題推進部会の項中「人権政策課長 男女共同参画課長」を「共生社会推進課長」に改め、「子育て相談課長」を「子育て相談課長 児童相談所設置推進課長」に改め、「健康増進課長」を「健康増進課長 新型コロナウイルスワクチン接種推進課長」に改める。

(奈良市環境調整会議設置規程の一部改正)

第3条 奈良市環境調整会議設置規程(平成11年奈良市訓令甲第10号)の一部を次のように改正する。

別表第2 総務部の項中「資産経営課長」を「資産管理課長」に改め、同表市民部の項中「人権政策課長」を「共生社会推進課長」に改める。

(奈良市職員服務規程の一部改正)

第4条 奈良市職員服務規程(昭和40年奈良市訓令甲第8号)の一部を次のように改正する。

第18条第3項及び別記第17号様式中「総務課長」を「資産管理課長」に改める。

(奈良市保安員服務規程の一部改正)

第5条 奈良市保安員服務規程(昭和42年奈良市訓令甲第12号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「総務課長」を「資産管理課長」に改める。

第5条の3第2号中「生活環境課長」を「斎苑管理課長」に改める。

第7条中「総務課長」を「資産管理課長」に改める。

(奈良市職員の勤務時間等に関する規程の一部改正)

第6条 奈良市職員の勤務時間等に関する規程(昭和44年奈良市訓令甲第3号)の一部を次のように改正する。

別表総務課の部分の部分を次のように改める。

総務課	保健所・教育 総合センター 管理室	全員	日勤	午前8時30分から午後5時15分まで	1時間	職員ごとに8週間につき16日の割合で所属長が定める日
資産管理課	庁舎・公用車 管理係	保安員	交替日勤勤務	午前8時30分から午後5時15分まで	1時間	職員ごとに4週間につき6日の割合で所属長

			夜勤	午後5時15分から翌日の午前8時30分まで	2時間	が定める日
			日勤	午前8時30分から午後5時15分まで	1時間	日曜日及び土曜日

別表生活環境課の項中「生活環境課」を「斎苑管理課」に改め、同表男女共同参画課の項中「男女共同参画課」を「共生社会推進課」に改める。

(奈良市自家用電気工作物施設保安規程の一部改正)

第7条 奈良市自家用電気工作物施設保安規程（昭和40年奈良市訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「総務課長」を「資産管理課長」に改め、「庁舎管理係」を「庁舎・公用車管理係」に、「計画係」を「総務係」に、「管理係」を「施設管理室」に改める。

別表第2中「総務課長」を「資産管理課長」に、「管理係」を「施設管理室」に、「計画係」を「総務係」に改める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

(令和3年3月31日揭示済)

奈良市訓令甲第3号

庁内一般
関係各所

奈良市職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

奈良市職員の勤務時間等に関する規程（昭和44年奈良市訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

別表保育総務課の項を次のように改める。

保育総務課	こども園	看護師	日勤	午前8時30分から午後5時まで	45分	日曜日及び土曜日
		給食調理員	日勤	1週間当たり38時間45分とする。	45分	日曜日及び職員ごとに6週間につき4日の割合で所属長が定める日（2日は、土曜日とする。）
		看護師及び給食調理員を除く全員	時差勤務	1週間当たり38時間45分とする。	45分	日曜日及び職員ごとに6週間につき6日の割合で所属長が定める日（2日は、土曜日とする。）
	保育園	看護師	日勤	午前8時30分から午後5時まで	45分	日曜日及び土曜日
		給食調理員	日勤	1週間当たり38時間45分とする。	45分	日曜日及び職員ごとに6週間につき4日の割合で所属長が定める日（2日は、土曜日とする。）
		看護師及び給食調理員を除く全員	時差勤務	1週間当たり38時間45分とする。	45分	日曜日及び職員ごとに6週間につき6日の割合で所属長が定

める日(2日は、土曜日とする。)

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

(令和3年3月31日揭示済)

奈良市訓令甲第4号

庁 中 一 般
関 係 各 所

奈良市事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和3年3月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市事務専決規程の一部を改正する訓令

奈良市事務専決規程(平成14年奈良市訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

第4条子ども未来部長の部分中第9号を第10号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、同部分の第3号中「(平成24年法律第65号)」を削り、同号を同部分の第4号とし、同部分中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に規定する子どものための教育・保育給付及び委託費に係る加算の認定及び支出負担行為の決定

第6条第1項総務課長の部分の第3号を削り、同項資産経営課長の部分中「資産経営課長」を「資産管理課長」に改め、同部分に次の1号を加える。

(2) 庁中取締り及び所属職員の日宿直の割当

第6条第1項生活環境課長の部分中「生活環境課長」を「斎苑管理課長」に改め、同項男女共同参画課長の部分削り、同条第2項を削る。

第7条中「、東寺林連絡所長」の次に「、男女共同参画室長」を加え、「奈良阪処分地管理事務所長」を「、地籍調査室長」に改め、同条東寺林連絡所長の部分の次に次のように加える。

男女共同参画室長

- (1) 1件200万円未満の支出負担行為の決定
- (2) 支出命令書の発行
- (3) 電気料金、水道料金、下水道使用料、ガス料金、電話料金、保険料(賃金分社会保険料を含む。)、賃金及び旅費の支出負担行為の決定
- (4) 男女共同参画センターの使用承認、使用取消し及び使用制限
- (5) 収入金の調定及び調定通知
- (6) 使用料等の還付
- (7) 定例又は軽易な申請、副申、証明、届出、調査、報告、照会、回答及び通知
- (8) 月報、勤務日誌等の査閲
- (9) 主管団体の指導
- (10) 主管事務に関する統計及び資料等の収集

第7条衛生浄化センター所長の部分の次に次のように加える。

地籍調査室長

- (1) 1件100万円未満の支出負担行為の決定
- (2) 支出命令書の発行
- (3) 電気料金、水道料金、下水道使用料、ガス料金、保険料及び旅費の支出負担行為の決定

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

(令和3年3月31日揭示済)

公 営 企 業**奈良市企業局管理規程第3号**

奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月9日

奈良市公営企業管理者 池田 修

奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程

奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程（昭和42年奈良市水道局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定により減額すべき給与額は、その減額すべき理由の生じた給与期間分を、次の給与期間以降に支給される給与額から差し引くものとする。ただし、退職、休職、停職又は無給休暇の場合において、減額すべき給与額が給料の月額及びこれに対する地域手当の月額から差し引くことができないときは、条例の規定に基づくその他の未支給の給与額から差し引くものとする。

第6条に次の1項を加える。

- 4 給与の減額を行う場合における第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料の月額及びこれに対する地域手当の月額は、法第29条第1項の規定により給料を減額されている場合においては職員が本来受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額とする。

第20条中「、基準、金額及び適用範囲」を削り、「別表第5」を「次」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 応急処理等作業手当
- (2) 下水処理作業手当
- (3) 動物死体処理作業手当
- (4) 災害復旧等業務手当
- (5) 有害物等取扱業務手当

第20条の次に次の8条を加える。

(応急処理等作業手当)

第20条の2 応急処理等作業手当は、次に掲げる職員（管理職手当の支給を受ける職員を除く。）に支給する。

- (1) 高圧電気設備の保守点検作業又は応急作業に従事した職員
- (2) 10メートル以上の高所での保守点検作業又は応急作業に従事した職員
- (3) 水道施設又は下水道施設（以下「上下水道施設」という。）の事故に対応するため、道路上で復旧調査又は応急作業に従事した職員
- (4) 気象警報発令下で事故防止のために行う保守点検作業又は応急作業に従事した職員
- (5) ピット又はマンホール内で行う上下水道施設の巡視点検作業、保守点検作業又は応急作業に従事した職員
- (6) 河川又はダム湖上で油等の除去作業に従事した職員
- (7) 上下水道施設で発生した有害生物の駆除作業に従事した職員
- (8) 相互応援協定に基づいて上下水道施設の復旧業務又は給水業務に従事した職員

- 2 前項の手当の額は、日額600円とする。ただし、従事した時間が1日（暦日による。以下同じ。）に4時間未満の場合は、日額360円とする。

(下水処理作業手当)

第20条の3 下水処理作業手当は、次に掲げる職員（管理職手当の支給を受ける職員を除く。）に支給する。

- (1) 下水道合流管のスクリーン又はミニポンプに堆積したごみ等の撤去作業に従事した職員
- (2) 下水道管又は取付管に詰まった異物の除去作業に従事した職員
- (3) マンホール又は汚水ますの破損に伴う応急作業に従事した職員

- 2 前項の手当の額は、日額600円とする。ただし、従事した時間が1日に4時間未満の場合は、日額360円とする。

(動物死体処理作業手当)

第20条の4 動物死体処理作業手当は、動物死体処理作業に従事した職員に支給する。

- 2 前項の手当の額は、日額800円とする。ただし、従事した時間が1日に2時間未満の場合は、日額480円とする。

(災害復旧等業務手当)

第20条の5 災害復旧等業務手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 災害対策本部の要請に基づいて災害の復旧業務に従事した職員
- (2) 異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生し、又は発生するおそれのある上下水道施設において応急作業等に従事した職員

2 前項の手当の額は、日額600円とする。ただし、従事した時間が1日に4時間未満の場合は、日額360円とする。
(有害物等取扱業務手当)

第20条の6 有害物等取扱業務手当は、毒物等又は労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)別表第3に掲げる特定化学物質若しくは同令別表第6の2に掲げる有機溶剤の取扱業務に従事した職員(管理職手当の支給を受ける職員を除く。)に支給する。

2 前項の手当の額は、日額300円とする。ただし、従事した時間が1日に4時間未満の場合は、日額180円とする。
(重複支給の禁止)

第20条の7 応急処理等作業手当又は下水処理作業手当を受ける職員には、災害復旧等業務手当は支給しない。
(計算期間)

第20条の8 特殊勤務手当の計算期間は、月の1日から末日までとする。
(時間の計算方法)

第20条の9 第20条の2第2項、第20条の3第2項、第20条の4第2項、第20条の5第2項及び第20条の6第2項の規定に基づき算定した時間に、1時間未満の端数があるときは、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てるものとする。

別表第5を次のように改める。

別表第5 削除

附則

(施行期日)

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程第20条から第20条の7までの規定は、この規程の施行の日以後の勤務に係る特殊勤務手当について適用し、同日前の勤務に係る特殊勤務手当については、なお従前の例による。

(令和3年3月9日揭示済)

奈良市企業局管理規程第4号

奈良市企業局会計年度任用職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月9日

奈良市公営企業管理者 池田 修

奈良市企業局会計年度任用職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程

奈良市企業局会計年度任用職員の給与の支給等に関する規程(令和2年奈良市企業局管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

(フルタイム会計年度任用職員の給与の支給)

第2条の2 フルタイム会計年度任用職員の給与は、毎月22日に支給するものとし、その日に支給する給料は、その月の1日から末日まで(以下「給与期間」という。)の分とする。

第3条中「前条」を「第2条」に改める。

第4条の見出し中「会計年度」の次に「任用」を加え、「給料」を「給与」に改め、同条第1項中「給料を支給」を「給与を支給」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「給料」を「給与」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定により減額すべき給与額は、その減額すべき理由の生じた給与期間分を、次の給与期間以降に支給される給与額から差し引くものとする。ただし、退職、休職、停職又は無給休暇の場合において、減額すべき給与額が給料の月額から差し引くことができないときは、給与条例の規定に基づくその他の未支給の給与額から差し引くものとする。

第4条に次の1項を加える。

4 給与の減額を行う場合における第10条に規定する勤務1時間当たりの給料額の算出の基礎となる給料の月額は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第29条第1項の規定により給料を減額されている場合においては職員が本来受けるべき給料の月額とする。

第5条の2中「及び第21条」を「から第21条まで」に改める。

第17条の見出し中「給料」を「給与」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「給料は」を「給与は」に改め、「計算期間」の次に「(以下「計算期間」という。)」を加え、同項各号中「初日」を「1日」に改める。

第18条見出し中「給料」を「給与」に改め、同条第1項から第3項までの規定中「給料を支給」を「給与を支給」に改め、同条第4項中「前3項」を「第1項から3項まで」に、「給料」を「給与」に改め、「(前条第1項に規定する計算期間をいう。)」を削り、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前3項の規定により減額すべき給与額は、その減額すべき理由の生じた計算期間分を、次の計算期間以降に支給される給与額から差し引くものとする。ただし、退職、休職、停職又は無給休暇の場合において、減額すべき給与額が給料の月額から差し引くことができないときは、給与条例の規定に基づくその他の未支給の給与額から差し引くものとする。

第18条に次の1項を加える。

6 給与の減額を行う場合における第24条に規定する勤務1時間当たりの給料の額の算出の基礎となる給料の額は、法第29条第1項の規定により給料の額を減額されている場合においてはパートタイム会計年度任用職員が本来受けるべき給料の額とする。

第19条の2中「及び第21条」を「から第21条まで」に改める。

第24条第2号及び第3号中「報酬」を「給料」に改める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(令和3年3月9日揭示済)

奈良市企業局管理規程第5号

奈良市水道給水装置の用途の認定基準に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月9日

奈良市公営企業管理者 池田 修

奈良市水道給水装置の用途の認定基準に関する規程の一部を改正する規程

奈良市水道給水装置の用途の認定基準に関する規程(昭和43年奈良市水道局管理規程第24号)の一部を次のように改正する。

本則の表中「奈良市共同浴場条例(昭和39年奈良市条例第20号)第1条の設置浴場及びこれに準ずる」を「共同浴場用に使用する」に改める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(令和3年3月9日揭示済)

奈良市企業局管理規程第6号

奈良市企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月31日

奈良市公営企業管理者 池田 修

奈良市企業局組織規程の一部を改正する規程

奈良市企業局組織規程(平成14年奈良市水道局管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

目次中「第5条」を「第6条」に、「第6条」を「第7条」に、「第10条」を「第11条」に、「第11条」を「第12条」に、「第12条」を「第13条」に、「第15条」を「第16条」に、「第16条」を「第17条」に、「第19条」を「第20条」に改める。

「経営企画課 経営係 総務係 人事法制係

第2条第2項中 共同事務推進室 を

企業財務課 財政係 経理係 システム開発係
 企業出納課 出納係 給与係 料金係 』
 「経営企画課 経営係 財政係 調査係
 企業総務課 総務係 人事法制係 情報広報係
 企業出納課 出納係 給与係 経理係 」、
 共同事務推進課 共同事務係 広域連携係 』
 係」を「水道計画課 水道総務係 配水計画係 保全係 技術監理室」に、

「下水道事業課 下水道総務係 事業計画係 管理係 整備係
 送配水管理センター 管理総務係 管理第一係 管理第二係 IoT・官民推進係 施設係」を
 「下水道事業課 下水道総務係 下水道計画係 下水道管理係 下水道施設係 下水道整備係
 送配水管理センター 管理総務係 管理第一係 管理第二係 施設係」に改める。

第3条第1項経営係の部分中第4号を削り、第5号を第4号とし、同部分の第6号中「アセットマネジメント」の前に「上下水道施設の」を、「総括」の次に「及び実施」を加え、同号を同部分の第5号とし、同部分中第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、第9号を削り、第10号を第8号とし、第11号を削り、同部分に次の4号を加える。

- (9) 公営企業決算状況調査に関する事。
- (10) 業務指標 (PI) の算定に関する事。
- (11) 官民連携事業の企画及び調整に関する事。
- (12) 事業年報の作成に関する事。

第3条第1項中総務係の部分及び人事法制係の部分の削り、同項に次のように加える。

財政係

- (1) 予算編成事務の総括に関する事。
- (2) 予算執行、調整及び統制に関する事。
- (3) 企業債に関する事。
- (4) 議会に提出する予算及び決算に係る議案の資料作成に関する事。
- (5) 市財政課との調整に関する事。
- (6) 市繰入金の請求に関する事。
- (7) 企業債システムの管理及び改良に関する事。

調査係

- (1) 水道料金、下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料（以下「水道料金等」という。）の料金制度その他料金制度に関連する業務の調査、研究、企画及び立案に関する事。
- (2) 水道料金等の徴収及び統計に関する事。
- (3) 水道料金等の減免及び還付に関する事。
- (4) 水道料金等に係る債権の管理及び放棄並びに不納欠損処理に関する事。
- (5) メーターの管理に関する事。
- (6) 給水停止の方法及び処分に関する事。
- (7) 料金システム及び計量システムの管理及び改良に関する事。
- (8) 西部出張所、都祁行政センター及び月ヶ瀬行政センターの水道料金等の窓口収納に関する事。
- (9) 営業業務包括委託業務のモニタリング、指導及び監督に関する事。
- (10) 議会に提出する議案の総合調整に関する事。
- (11) 2以上の課に関連する照会文書の回答に関する事。
- (12) 課の庶務に関する事。

第3条第2項を削る。

第4条を次のように改める。

(企業総務課の事務)

第4条 企業総務課の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

総務係

- (1) 公印の保管に関する事。
- (2) 事務引継ぎに関する事。
- (3) 文書の収発並びに引継文書の保存及び廃棄の手續に関する事。
- (4) 庁舎管理（防火及び避難訓練を含む。）に関する事。
- (5) 庁舎の電話、電気、ガス及び水道に関する事。
- (6) 庁舎の補修に関する事。
- (7) 公用車の総括管理及び整備指導に関する事。
- (8) 公用車の保険に関する事。
- (9) 工事発注関係業務の適正化に関する事。
- (10) 工事請負等の入札に関する事。
- (11) 指名登録に関する事。
- (12) 契約事務の総括に関する事。
- (13) 入札システムの管理及び改良に関する事。
- (14) 入札事務に係る市契約課との調整に関する事。
- (15) 業務及び職場環境の改善に関する事。
- (16) 局及び部内の連絡調整に関する事。
- (17) 局の渉外事務に関する事。
- (18) 他の課の主管に属しない事。
- (19) 局、部及び課の庶務に関する事。

人事法制係

- (1) 職員の任免、賞罰、昇給及び服務に関する事。
- (2) 職員の定数及び配置に関する事。
- (3) 職員の研修に関する事。
- (4) 人事及び給与制度の調査及び計画に関する事。
- (5) 局の組織及び事務分掌に関する事。
- (6) 労働組合に関する事。
- (7) 職員の健康管理に関する事。
- (8) 市町村職員共済組合（健康管理に関する事務に限る。）に関する事。
- (9) 職員の安全衛生及び公務災害補償に関する事。
- (10) 人事及び給与制度に係る市人事課との調整に関する事。
- (11) 条例、規程等の制定及び改廃の手續に関する事。
- (12) 会計年度任用職員の雇用に関する事。

情報広報係

- (1) 情報化施策及び情報システムの最適化に関する事。
- (2) 情報セキュリティに関する事。
- (3) ネットワークシステムの運用管理に関する事。
- (4) ソフトウェアの管理に関する事。
- (5) IT 運営委員会に関する事。
- (6) 修繕業務管理システムの管理及び改良に関する事。
- (7) 市秘書広報課との調整に関する事。
- (8) 広報及び広聴に関する事。
- (9) 報道機関その他関係機関への資料提供及び連絡調整に関する事。
- (10) 水道法（昭和32年法律第177号）に定める情報提供に関する事。
- (11) 広報紙の発行に関する事。
- (12) 水道週間行事に関する事。
- (13) 局ホームページの運用に関する事。

第5条給与係の部分の第1号及び第2号中「職員」の次に「及び会計年度任用職員」を加え、同条料金係の部分

削り、同条に次のように加える。

経理係

- (1) 財務諸表の作成に関すること。
- (2) 計理状況の報告に関すること。
- (3) 支出書類の審査に関すること。
- (4) その他会計事務に関すること。
- (5) 不動産の総括管理に関すること。
- (6) 普通財産の管理及び処分に関すること。
- (7) 固定資産の評価及び償却に関すること。
- (8) 固定資産台帳の整理保管に関すること。
- (9) 固定資産の保険に関すること。
- (10) 決算書の作成に関すること。
- (11) 公営企業会計システム及び固定資産管理システムの管理及び改良に関すること。
- (12) 市監査委員事務局との調整に関すること。

第19条を第20条とし、第18条を第19条とし、第17条を第18条とし、第16条第2項中「経営企画課長」を「企業総務課長」に改め、同条を第17条とする。

第15条を第16条とし、第14条第6項中「、所長又は室長」を「又は所長」に改め、同条を第15条とする。

第13条を第14条とし、第12条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条第1項管理第一係の部分の第2号中「緑ヶ丘浄水場及び木津浄水場（以下「場」という。）」を「浄水場（水道事業及び簡易水道事業に係るすべての浄水場をいう。以下同じ。）」に改め、同部分の第3号中「場」を「浄水場」に改め、「送水」の次に「施設」を、「配水池等」の次に「（以下この条において「取水施設等」という。）」を加え、同部分の第4号中「場」を「浄水場」に改め、「維持管理」の次に「（管理第二係及び施設系の事務を除く。）」を加え、同部分の第5号中「場」を「浄水場」に改め、「修繕等」の次に「（管理第二係及び施設系の事務を除く。）」を加え、同部分の第6号及び第7号中「場」を「浄水場」に改め、同部分の第8号中「取水、導水、貯水、浄水及び送配水施設（管路を除く。）」を「取水施設等（送配水管路を除く。）」に改め、「耐震化計画」の次に「（管理第二係及び施設系の事務を除く。）」を加え、同部分の第9号中「西部地域（奈良市の区域から奈良市役所出張所設置条例（昭和30年奈良市条例第35号）別表（以下「出張所設置条例別表」という。）に定める区域（奈良市西部出張所及び奈良市北部出張所の所管する区域を除く。）及び東部地域を除く地域をいう。以下同じ。）」の送水施設、配水池、配水ポンプ所を「取水施設等」に改め、「維持管理」の次に「（管理第二係及び施設系の事務を除く。）」を加え、同部分の第10号中「西部地域の送水施設及び配水池」を「取水施設等」に「、維持工事」を「及び維持工事（管理第二係及び施設系の事務を除く。）」に改め、同部分の第11号中「西部地域の送水、配水池等の監視及び運転管理」を「水道事業のIoTによる監視制御システムの開発及び施行」に改め、同部分に次の1号を加える。

- (12) 取水施設等の施設台帳の作成、整備及び保管に関すること。

第10条第1項管理第二係の部分の第3号中「東部地域」の次に「、都祁地域及び月ヶ瀬地域（以下この条において「東部地域等」という。）」を加え、同部分の第4号中「東部地域」を「東部地域等」に改め、「施行」の次に「（施設系の第5号及び第6号の事務を除く。）」を加え、同部分に次の2号を加える。

- (7) 東部地域等の官民連携事業の推進及び包括委託の実施に関すること。
- (8) 東部地域等の水道施設の維持管理に関すること。

第10条第1項中IoT・官民推進係の部分削り、同項施設係の部分の第1号中「場」を「浄水場」に改め、同部分の第2号及び第3号を削り、同部分の第4号中「更新」の次に「計画」を、「耐震化」の次に「計画の立案並びにこれらの計画に伴う」を、「」の次に「の施行」を加え、「・維持・」を「及び」に改め、同号を同部分の第2号とし、同部分の第5号中「東部地域の水道施設整備計画」を「取水施設等に係る管路の整備計画」に改め、同号を同部分の第3号とし、同部分の第6号を削り、同部分の第7号及び第8号中「東部地域」を「東部地域等」に改め、同部分中第7号を第4号とし、第8号を第5号とし、同部分に次の3号を加える。

- (6) 東部地域等の給水装置、配水管及び配水管付属設備の修繕並びに消火栓の整備工事に関すること。
- (7) 東部地域等の給配水管等修繕工事に従事する委託業者の指導及び監督に関すること。
- (8) 東部地域等の水道修繕用材料及び器具の管理に関すること。

第10条を第11条とする。

第 9 条事業計画係の部分中「事業計画係」を「下水道計画係」に改め、同部分の第 11 号中「管理係」を「下水道管理係」に、「第 4 号及び第 6 号並びに整備係」を「及び第 4 号、下水道施設係の第 2 号並びに下水道整備係」に改め、同条管理係の部分中「管理係」を「下水道管理係」に改め、第 5 号及び第 6 号を削り、同部分の第 7 号中「事業計画係」を「下水道計画係」に改め、「第 1 号」の次に「、下水道施設係の第 2 号」を加え、「整備係」を「下水道整備係」に改め、同号を同部分の第 5 号とし、同部分の次に次のように加える。

下水道施設係

- (1) 下水道事業の処理場及びポンプ施設等の更新計画並びに維持管理（工事、修繕、管理委託等）に関すること。
- (2) 包括業務委託の指導及び監理に関すること。
- (3) 下水道計画係の第 1 号、下水道管理係の第 2 号及び第 4 号並びに下水道整備係の第 1 号及び第 2 号の事務に関すること。
- (4) 下水道事業の IoT による監視制御システムの開発及び施行に関すること。

第 9 条整備係の部分中「整備係」を「下水道整備係」に改め、同部分の第 6 号中「事業計画係」を「下水道計画係」に、「管理係」を「下水道管理係」に、「第 4 号及び第 6 号」を「及び第 4 号並びに下水道施設係の第 2 号」に改め、同部分に次の 2 号を加える。

- (7) 下水道施設工事設計単価の改定に関すること。
- (8) 下水道施設工事の設計業務に係る積算システムの管理及び改良に関すること。

第 9 条を第 10 条とする。

第 8 条設計係の部分に次の 2 号を加える。

- (3) 水道施設工事設計単価の改定に関すること。
- (4) 水道施設工事の設計業務に係る積算システムの管理及び改良に関すること。

第 8 条を第 9 条とし、第 7 条を第 8 条とし、第 6 条保全係の部分の第 1 号中「附属」を「付属」に改め、同部分の第 8 号中「防止」を「及び流量」に改め、同部中第 11 号及び第 12 号を削り、第 13 号を第 11 号とし、同条技術監理係の部分の部分を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 技術監理室の事務分掌はおおむね次のとおりとする。

- (1) 工事、修繕及び委託（役務の提供を除く。）契約の発注関係業務の適正化に関すること。
- (2) 工事、修繕及び委託（役務の提供を除く。）契約の受注者の監理及び指導に関すること。
- (3) 工事監督員の研修及び指導に関すること。
- (4) 工事発注関係業務検討委員会に関すること。
- (5) 市契約課との調整に関すること。
- (6) 水道施設の改良技術の調査及び研究に関すること。
- (7) 水道施設工事の共通仕様書に関すること。
- (8) 工事検査の総括管理に関すること。
- (9) 水道施設工事及び下水道工事の検査に関すること。
- (10) その他上下水道工事の検査に関すること。
- (11) 上下水道技術の継承研修に関すること。
- (12) 水道技術管理者実務研修に関すること。
- (13) 水道事業の部外者工事の地下埋設物事前協議に関すること。
- (14) 水道事業の部外者工事の立会及び協議並びに調整に関すること。

第 6 条を第 7 条とし、第 5 条の次に次の 1 条を加える。

(共同事務推進課の事務)

第 6 条 共同事務推進課の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

共同事務係

- (1) 奈良県内地域及び近隣地域の共同事務の推進に関すること。
- (2) 共同事務の推進に係る関係部署との連絡調整に関すること。
- (3) 指定給水装置工事業業者及び給水装置工事主任技術者の登録等に関すること。
- (4) 排水設備指定工事店及び排水設備責任技術者の登録等に関すること。
- (5) 日本水道協会事務に関すること。

(6) 日本下水道協会事務に関する事。

(7) 課の庶務に関する事。

広域連携係

(1) 広域連携事業の総合調整に関する事。

(2) 奈良県内地域及び近隣地域の広域連携事業の推進に関する事。

(3) 広域連携事業の推進に係る関係部署との連絡調整に関する事。

(4) 北和都市水道事業協議会及び県水受水協議会に関する事。

(5) 奈良県都市水道事業協議会事務に関する事。

(6) 国際協力機構（JICA）との総合調整に関する事。

(7) 防災計画及び災害対策計画に関する事。

(8) 奈良県域水道一体化事業の推進に関する事。

(9) 流域下水道に係る県及び関係市町村との調整に関する事。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(令和3年3月31日揭示済)

奈良市企業局管理規程第7号

奈良市企業局組織規程の一部改正に伴う関連規程の整備に関する規程を次のように定める。

令和3年3月31日

奈良市公営企業管理者 池 田 修

奈良市企業局組織規程の一部改正に伴う関連規程の整備に関する規程

(奈良市企業局事務専決規程の一部改正)

第1条 奈良市企業局事務専決規程（昭和41年奈良市水道局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「部長は、」の次に「それぞれ」を加える。

第4条経営企画課長の部分の各号を次のように改める。

(1) 予算各節の流用

(2) 料金制度の調査、研究、企画及び立案

(3) 水道料金及び下水道使用料（以下「水道料金等」という。）及び手数料その他に関する申請及び届出の処理

(4) 納入通知書、納付書及び督促状の発行

(5) 水道料金等及び手数料その他の徴収

(6) 1件10万円未満の水道料金等の減免、分割、延納の許可又は承認

(7) 滞納処分

(8) 開閉栓及び停水処分

第4条経営企画課長の部分の次に次のように加える。

企業総務課長

(1) 公印の保管

(2) 職員証その他の証票の発行

(3) 日額又は時間額により給料が支給される会計年度任用職員であつて、任用期間が1月を超えないものの任用

(4) 広報及び広聴に関する事項

第4条中企業財務課長の部分を削り、同条企業出納課長の部分を次のように改める。

企業出納課長

(1) 職員の扶養親族の認定

(2) 通勤手当に係る届出の確認及び支給額の決定

(3) 条例その他の規定に基づく給与その他の支出

(4) 債権債務の確定した収入及び支払い

第4条水道計画管理課長の部分中第3号を削り、第4号を第3号とし、同条に次の1項を加える。

2 技術監理室長は、次に掲げる事務を専決処理することができる。

(1) 工事検査員の指名

(奈良市企業局局議規程の一部改正)

第2条 奈良市企業局局議規程(昭和61年奈良市水道局管理規程第18号)の一部を次のように改正する。

第3条中「及び経営企画課長」を「、経営企画課長及び企業総務課長」に改める。

第8条中「経営部経営企画課」を「経営部企業総務課」に改める。

(奈良市企業局例規審査委員会規程の一部改正)

第3条 奈良市企業局例規審査委員会規程(昭和60年奈良市水道局管理規程第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項第3号中「経営企画課長」を「企業総務課長」に改める。

第6条中「経営部経営企画課」を「経営部企業総務課」に改める。

(奈良市企業局業務改善委員会規程の一部改正)

第4条 奈良市企業局業務改善委員会規程(昭和61年奈良市水道局管理規程第19号)の一部を次のように改正する。

第7条中「経営部経営企画課」を「経営部企業総務課」に改める。

(奈良市企業局労働安全衛生委員会規程の一部改正)

第5条 奈良市企業局労働安全衛生委員会規程(昭和55年奈良市水道局管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

第7条中「経営部経営企画課」を「経営部企業総務課」に改める。

(奈良市企業局指定給水装置工事事業者審査委員会規程の一部改正)

第6条 奈良市企業局指定給水装置工事事業者審査委員会規程(平成10年奈良市水道局管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

第3条第5項中「企業財務課長」を「企業総務課長」に改め、「企業出納課長」の次に「、共同事務推進課長」を加える。

(奈良市企業局綱紀点検調査委員会設置規程の一部改正)

第7条 奈良市企業局綱紀点検調査委員会設置規程(平成元年奈良市水道局管理規程第12号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項第2号中「経営企画課長」を「企業総務課長」に改める。

第7条中「経営部経営企画課」を「経営部企業総務課」に改める。

(奈良市企業局公印規程の一部改正)

第8条 奈良市企業局公印規程(昭和55年奈良市水道局管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

第4条中「経営部経営企画課(以下「経営企画課」)」を「経営部企業総務課(以下「企業総務課」)」に改める。

第5条中「経営部経営企画課長(以下「経営企画課長」)」を「経営部企業総務課長(以下「企業総務課長」)」に、「経営企画課長」を「、企業総務課長」に改める。

第7条中「経営企画課長(経営企画課)」を「企業総務課長(企業総務課)」に改める。

第8条第1項及び第2項中「経営企画課長」を「企業総務課長」に改める。

別表中「経営企画課」を「企業総務課」に、「企業財務課」を「企業出納課」に改める。

(奈良市企業局文書取扱規程の一部改正)

第9条 奈良市企業局文書取扱規程(平成2年奈良市水道局管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項及び第9条中「経営企画課」を「企業総務課」に改める。

第19条(見出しを含む。)中「経営企画課長」を「企業総務課長」に改める。

第20条第1項中「経営企画課」を「企業総務課」に改める。

第21条第2項ただし書中「経営企画課」を「企業総務課」に、「経営企画課」を「企業総務課」に改める。

第23条第1項及び第26条第2項中「経営企画課長」を「企業総務課長」に改める。

第27条第1項及び第2項並びに第30条第4号中「経営企画課」を「企業総務課」に改める。

第32条、第33条第1号及び第3号、第34条、第36条第1項、第37条、第38条第1項及び第2項ただし書並びに第40条中「経営企画課長」を「企業総務課長」に改める。

第43条中「経営企画課」を「企業総務課」に改める。

(奈良市企業局マイクロフィルム文書等取扱規程の一部改正)

第10条 奈良市企業局マイクロフィルム文書等取扱規程(昭和63年奈良市水道局管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条中「経営企画課長」を「企業総務課長」に改める。

(奈良市企業局情報化推進に関する規程の一部改正)

第11条 奈良市企業局情報化推進に関する規程(平成24年奈良市水道局管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

第4条第5項中「、経営企画課長、企業財務課長」を「、企業総務課長」に改める。

第10条中「企業財務課」を「企業総務課」に改める。

(奈良市企業局会計規程の一部改正)

第12条 奈良市企業局会計規程(平成26年奈良市企業局管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

第6条中第1号及び第3号を削り、第2号を第1号とし、第4号を第2号とする。

第7条中「企業財務課長又は企業出納課長」を「企業出納課長」に、「第3号」を「第2号」に改め、「又は同条第4号に掲げる者のうち、最も上位の職務の級の職にある者(その者が2人以上の場合は、最も上位の号給の職にある者)」を削る。

第8条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

第18条第1項中「企業財務課」を「企業出納課」に改める。

第19条中「企業財務課長」を「企業出納課長」に改める。

第67条第3項中「企業出納課」を「経営企画課」に改め、「及び広域官民連携室」を削る。

第68条第2項中「企業出納課長」を「経営企画課長」に、「及び広域官民連携室長」を削る。

第69条中「企業出納課長、送配水管理センター所長及び広域官民連携室長」を「経営企画課長及び送配水管理センター所長」に改める。

第82条第1項及び第3項、第85条、第87条第1項、第91条、第92条第2項及び第3項、第93条第2項、第117条第1項、第119条、第120条並びに第121条第1項中「企業財務課長」を「企業出納課長」に改める。

(奈良市企業局庁舎管理規程の一部改正)

第13条 奈良市企業局庁舎管理規程(平成14年奈良市水道局管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

本則の表中「経営企画課長」を「企業総務課長」に改める。

(奈良市企業局公用車管理規程の一部改正)

第14条 奈良市企業局公用車管理規程(昭和48年奈良市水道局管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「経営企画課総務係長」を「企業総務課総務係長」に改める。

第15条第3項中「経営企画課長」を「企業総務課長」に改める。

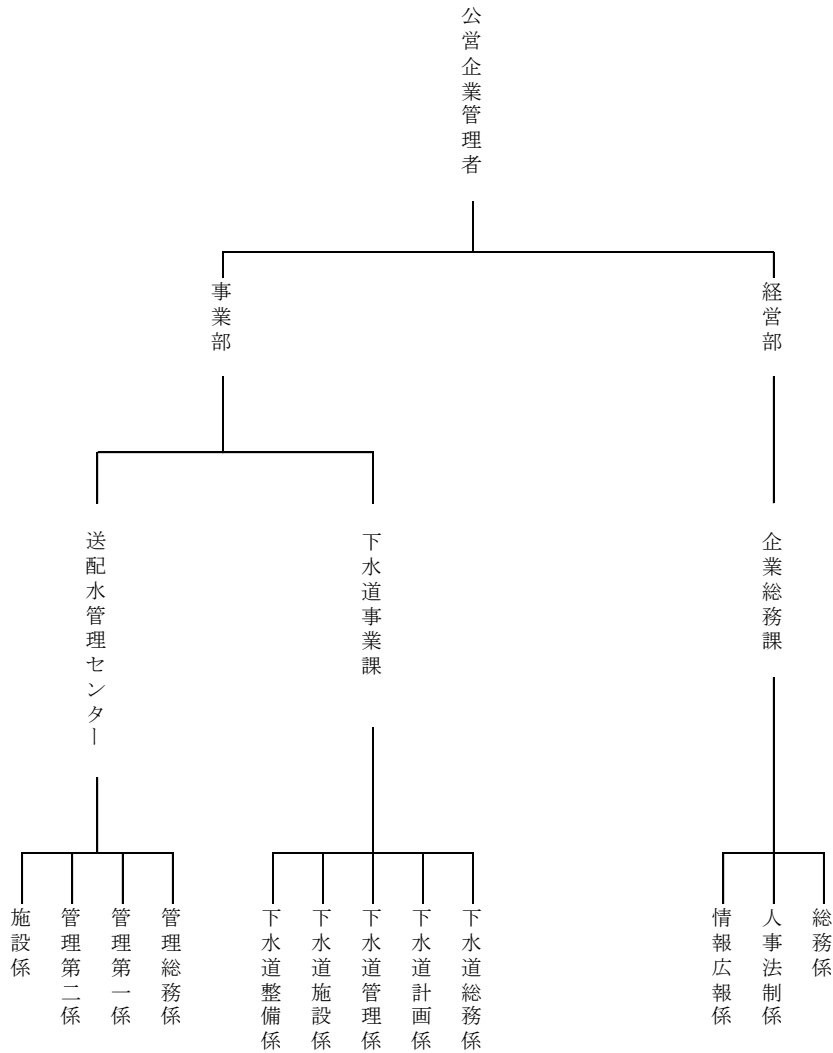
(奈良市企業局自家用電気工作物施設保安規程の一部改正)

第15条 奈良市企業局自家用電気工作物施設保安規程(昭和40年奈良市水道局管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

奈良市企業局自家用電気工作物設置組織図



奈良市企業局自家用電気工作物施設名

木津浄水場	市大渕	大渕	緑ヶ丘	宝来	黒谷	須川	鳥見	緑ヶ丘	登美	高樋	興隆	中畑	中畑	南畑	東市	中ノ	大慈	長谷	帝塚	鶴舞	布目	布目	導水	原水	都部	北部	馬場	針ヶ	青山	平山	佐保	中登	朱雀	奈良	田原	東部	東部	奈良							
浄水場	浄水場	浄水場	浄水場	浄水場	浄水場	浄水場	浄水場	浄水場	浄水場	浄水場	浄水場	浄水場	浄水場	浄水場	浄水場	浄水場	浄水場	浄水場	浄水場	浄水場	浄水場	浄水場	浄水場	浄水場	浄水場	浄水場	浄水場	浄水場	浄水場	浄水場	浄水場	浄水場	浄水場	浄水場	浄水場	浄水場	浄水場	浄水場	浄水場	浄水場	浄水場	浄水場			
ポンプ	ポンプ	ポンプ	ポンプ	ポンプ	ポンプ	ポンプ	ポンプ	ポンプ	ポンプ	ポンプ	ポンプ	ポンプ	ポンプ	ポンプ	ポンプ	ポンプ	ポンプ	ポンプ	ポンプ	ポンプ	ポンプ	ポンプ	ポンプ	ポンプ	ポンプ	ポンプ	ポンプ	ポンプ	ポンプ	ポンプ	ポンプ	ポンプ	ポンプ	ポンプ	ポンプ	ポンプ	ポンプ	ポンプ	ポンプ	ポンプ	ポンプ	ポンプ	ポンプ	ポンプ	
所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所

（緑ヶ丘ポンプ所を含む。）

別表第2 (第3条関係)

業務分掌及び職務権限

施設 業務内容	木津浄水場	市坂中継ポンプ所	大洲ポンプ所	緑ヶ丘浄水場(緑ヶ丘ポンプ所を含む。)	宝来ポンプ所	黒谷ポンプ所	須川ダム管理事務所	鳥見ポンプ所	緑ヶ丘排水処理所
① 施設の運営管理	送配水管理センター 所長	送配水管理センター 所長	送配水管理センター 所長	送配水管理センター 所長	送配水管理センター 所長	送配水管理センター 所長	送配水管理センター 所長	送配水管理センター 所長	送配水管理センター 所長
② 電気設備の保全、指導監督	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者
① 電気設備の運転操作(監視、巡視、日常点検)	管理第一係	管理第一係	管理第一係	管理第一係	管理第一係	管理第一係	管理第二係	管理第一係	管理第一係
② 運転操作基準の設定									
③ 保全計画、総括調査									
④ 定期点検、測定記録									
⑤ 保全基準の設定									
⑥ 事故									
⑦ 備品、予備品の管理									
⑧ 従業員の教育訓練									
⑨ 非常災害対策									
⑩ 工事計画									
⑪ 設計施行検収	施設係	施設係	施設係	施設係	施設係	施設係	施設係	施設係	施設係

施設 業務内容	登美ヶ丘ポンプ所	高樋ポンプ所	興隆寺ポンプ所	中畑第1ポンプ所	中畑第2ポンプ所	南椿尾ポンプ所	東市ポンプ所	中ノ川ポンプ所	大慈仙ポンプ所
① 施設の運営管理	送配水管理センター 所長	送配水管理センター 所長	送配水管理センター 所長	送配水管理センター 所長	送配水管理センター 所長	送配水管理センター 所長	送配水管理センター 所長	送配水管理センター 所長	送配水管理センター 所長
② 電気設備の保全、指導監督	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者
① 電気設備の運転操作(監視、巡視、日常点検)	管理第一係	管理第一係	管理第一係	管理第一係	管理第一係	管理第一係	管理第一係	管理第二係	管理第一係
② 運転操作基準の設定									
③ 保全計画、総括調査									
④ 定期点検、測定記録									
⑤ 保全基準の設定									
⑥ 事故									
⑦ 備品、予備品の管理									
⑧ 従業員の教育訓練									
⑨ 非常災害対策									
⑩ 工事計画									
⑪ 設計施行検収	施設係	施設係	施設係	施設係	施設係	施設係	施設係	施設係	施設係

施設 業務内容	沓掛ポンプ所	長谷ポンプ所	帝塚山ポンプ所	鶴舞ポンプ所	布目取水場	桃香野配水池	布目取水場(都祁)	導水中継ポンプ所	原水分配池
① 施設の運営管理	送配水管理センター 所長	送配水管理センター 所長	送配水管理センター 所長	送配水管理センター 所長	送配水管理センター 所長	送配水管理センター 所長	送配水管理センター 所長	送配水管理センター 所長	送配水管理センター 所長
② 電気設備の保全、指導監督	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者
① 電気設備の運転操作(監視、巡視、日常点検)	管理第二係	管理第二係	管理第一係	管理第一係	管理第二係	管理第二係	管理第二係	管理第二係	管理第二係
② 運転操作基準の設定									
③ 保全計画、総括調査									
④ 定期点検、測定記録									
⑤ 保全基準の設定									
⑥ 事故									
⑦ 備品、予備品の管理									
⑧ 従業員の教育訓練									
⑨ 非常災害対策									
⑩ 工事計画									
⑪ 設計施行検収	施設係	施設係	施設係	施設係	施設係				

施設 業務内容	都祁浄水場	北部浄水場	馬場中継ポンプ場	針ヶ別所中継所
① 施設の運営管理	送配水管理センター 所長	送配水管理センター 所長	送配水管理センター 所長	送配水管理センター 所長
② 電気設備の保全、指導監督	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者
① 電気設備の運転操作(監視、巡視、日常点検)	管理第二係	管理第二係	管理第二係	管理第二係
② 運転操作基準の設定				
③ 保全計画、総括調査				
④ 定期点検、測定記録				
⑤ 保全基準の設定				
⑥ 事故				
⑦ 備品、予備品の管理				
⑧ 従業員の教育訓練				
⑨ 非常災害対策				
⑩ 工事計画				
⑪ 設計施行検収				

施設 業務内容	青山清水園	平城浄化センター	佐保台浄化センター	中登ヶ丘浄化センター	朱雀汚水ポンプ場	奈良北汚水ポンプ場	田原地区浄化センター	東部第1地区浄化センター	東部第2地区浄化センター
① 施設の運営管理	下水道事業課長	下水道事業課長	下水道事業課長	下水道事業課長	下水道事業課長	下水道事業課長	下水道事業課長	下水道事業課長	下水道事業課長
② 電気設備の保全、指導監督	保安管理業務委託業者	保安管理業務委託業者	保安管理業務委託業者	保安管理業務委託業者	保安管理業務委託業者	保安管理業務委託業者	保安管理業務委託業者	保安管理業務委託業者	保安管理業務委託業者
① 電気設備の運転操作(監視、巡視、日常点検)	下水道管理係	下水道管理係	下水道管理係	下水道管理係	下水道管理係	下水道管理係	下水道管理係	下水道管理係	下水道管理係
② 運転操作基準の設定									
③ 保全計画、総括調査									
④ 定期点検、測定記録									
⑤ 保全基準の設定									
⑥ 事故									
⑦ 備品、予備品の管理									
⑧ 従業員の教育訓練									
⑨ 非常災害対策									
⑩ 工事計画									
⑪ 設計施行検収									

施設 業務内容	奈良市企業局庁舎
① 施設の運営管理	企業総務課長
② 電気設備の保全、指導監督	主任技術者
① 電気設備の運転操作(監視、巡視、日常点検)	総務係
② 運転操作基準の設定	
③ 保全計画、総括調査	
④ 定期点検、測定記録	
⑤ 保全基準の設定	
⑥ 事故	
⑦ 備品、予備品の管理	
⑧ 従業員の教育訓練	
⑨ 非常災害対策	
⑩ 工事計画	
⑪ 設計施行検収	

(奈良市企業局職員就業規則の一部改正)

第16条 奈良市企業局職員就業規則(昭和33年奈良市水道局管理規程第6号)の一部を次のように改正する。
第8条第3項、第8条の2第3項及び第13条の2第2項中「経営企画課長」を「企業総務課長」に改める。

(奈良市企業職員研修規程の一部改正)

第17条 奈良市企業職員研修規程(平成27年奈良市企業局管理規程第8号)の一部を次のように改正する。
本則中「経営企画課長」を「企業総務課長」に改める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(令和3年3月31日揭示済)

奈良市企業局管理規程第8号

奈良市企業局工事検査規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月31日

奈良市公営企業管理者 池田 修

奈良市企業局工事検査規程の一部を改正する規程

奈良市企業局工事検査規程(昭和62年奈良市水道局管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

別表中「800万円未満」を「2,000万円未満」に、「800万円以上2,000万円未満」を「2,000万円以上8,000万円未満」に、「2,000万円以上」を「8,000万円以上」に改める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(令和3年3月31日揭示済)

奈良市企業局告示第14号

奈良市企業局入札参加者等審査会要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年3月31日

奈良市公営企業管理者 池田 修

奈良市企業局入札参加者等審査会要綱の一部を改正する告示

奈良市企業局入札参加者等審査会要綱(昭和61年奈良市水道局告示第9号)の一部を次のように改正する。

第6条中「経営企画課」を「企業総務課」に改める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(令和3年3月31日揭示済)

奈良市企業局告示第15号

奈良市企業局入札参加者等審査会要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年3月31日

奈良市公営企業管理者 池田 修

奈良市企業局入札参加者等審査会要綱の一部を改正する告示

奈良市企業局入札参加者等審査会要綱(昭和61年奈良市水道局告示第9号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号及び第2号並びに第5条中「経営企画課」を「企業総務課」に改める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(令和3年3月31日揭示済)

消

防

奈良市消防局長訓令甲第1号

全職員

奈良市消防職員任用規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月31日

奈良市消防局長 西岡 光 治

奈良市消防職員任用規程の一部を改正する訓令

奈良市消防職員任用規程（昭和57年奈良市消防局長訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「3年以上」を「2年以上」に改める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

(令和3年3月31日揭示済)

奈良市消防局長訓令甲第2号

全 職 員

奈良市消防吏員の階級別定数規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月31日

奈良市消防局長 西岡 光 治

奈良市消防吏員の階級別定数規程の一部を改正する訓令

奈良市消防吏員の階級別定数規程（昭和58年奈良市消防長訓令甲第23号）の一部を次のように改正する。

本則第3号中「21人」を「20人」に改め、第4号中「42人」を「45人」に改め、第5号中「126人」を「112人」に改め、第6号中「131人」を「139人」に改め、第8号中「88人」を「92人」に改める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

(令和3年3月31日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第8号

奈良市文化財保護条例（昭和53年奈良市条例第7号）第4条第1項の規定により、令和3年3月26日次のとおり奈良市指定文化財を指定したので、同条例第9条の規定に基づき告示します。

令和3年3月26日

奈良市教育委員会

教育長 北 谷 雅 人

分類	件 名	数量	所有者・所在地	備考
絵画	絹本著色行基菩薩像	1 幅	唐招提寺 奈良市五条町 13-46	鎌倉時代
歴史資料	内侍原町諸事記録控書	1 冊	内侍原町 奈良市内侍原町 42	江戸時代

(令和3年3月26日揭示済)

奈良市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

奈良市教育委員会

教育長 北 谷 雅 人

奈良市教育委員会規則第2号

奈良市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則

奈良市教育委員会事務局組織に関する規則（昭和53年奈良市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項教育部の部分中「指導第一係 指導第二係 情報教育係」を「指導係 情報教育係」に改める。

第3条中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 一条高等学校附属中学校及び平城西小中学校区小中学校の準備・推進に関すること。

第9条指導第一係の部分中「指導第一係」を「指導係」に改め、同部分に次の5号を加える。

- (12) 小中一貫教育に関すること。
- (13) 世界遺産学習に関すること。
- (14) 日本語指導に関すること。
- (15) 高等学校入学者選抜に関すること。
- (16) ユネスコに関すること。

第9条指導第二係の部分を削り、同条情報教育係の部分に次の1号を加える。

- (3) 情報教育の内容に関すること。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(令和3年3月31日揭示済)

奈良市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

奈良市教育委員会
教育長 北谷 雅人

奈良市教育委員会規則第3号

奈良市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

奈良市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則(平成20年奈良市教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

別表中「人権政策課」を「共生社会推進課」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(令和3年3月31日揭示済)

奈良市教育センター組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

奈良市教育委員会
教育長 北谷 雅人

奈良市教育委員会規則第4号

奈良市教育センター組織に関する規則の一部を改正する規則

奈良市教育センター組織に関する規則(平成23年奈良市教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第4条教育相談係の部分に次の1号を加える。

- (4) 適応指導教室の運営管理に関すること。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(令和3年3月31日揭示済)

奈良市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

奈良市教育委員会
教育長 北谷 雅人

奈良市教育委員会規則第5号

奈良市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

奈良市立学校の管理運営に関する規則(昭和32年奈良市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第29条の9の次に次の1条を加える。

(時間外勤務等)

第29条の10 職員の時間外勤務及び休日勤務は、校長がこれを命ずる。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(令和3年3月31日揭示済)

奈良市立図書館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

奈良市教育委員会

教育長 北谷 雅人

奈良市教育委員会規則第6号

奈良市立図書館管理規則の一部を改正する規則

奈良市立図書館管理規則（平成元年奈良市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

目次中「第6章 貸出文庫（第21条・第22条）」を「第6章 貸出文庫（第21条・第22条）
第6章の2 電子図書館（第22条の2・第22条の3）」

に改める。

第2条中第15号を第16号とし、第14号の次に次の1号を加える。

(15) 電子図書館の管理運営

第4条第2号中「1月4日」の次に「(同日が月曜日に当たるときは、その翌日)」を加える。

第11条中「図書館資料」の次に「(電子図書館資料を除く。)」を加える。

第20条第2項中「5冊」を「10冊」に改める。

第6章の次に次の1章を加える。

第6章の2 電子図書館

(設置)

第22条の2 電子書籍（図書館資料と同等の内容を有する電磁的記録であって、インターネットを通じて利用が可能なものをいう。）の利用を提供するため、電子図書館を設ける。

(貸出冊数及び貸出期間)

第22条の3 電子図書館資料の貸出しは、1人5冊以内とし、その貸出期間は14日以内とする。ただし、館長が必要と認めたときは、これらを変更することができる。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(令和3年3月31日揭示済)

奈良市教育委員会告示第9号

奈良市立中学校通学区域について（平成8年奈良市教育委員会告示第5号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

奈良市教育委員会

教育長 北谷 雅人

富雄第三中学校通学区域の部分の次に次のように加える。

一条高等学校附属中学校通学区域

市内の全小学校通学区域

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(令和3年3月31日揭示済)

奈良市教育委員会告示第10号

奈良市立学校教職員の人事評価に関する苦情処理要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年3月31日

奈良市教育委員会

教育長 北谷 雅人

奈良市立学校教職員の人事評価に関する苦情処理要綱の一部を改正する告示

奈良市立学校教職員の人事評価に関する苦情処理要綱（平成29年奈良市教育委員会告示第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「教育総務部長」を「教育部長」に改め、同条第5項中「学校教育部長」を「教育部次長」に、「教育総務部次長及び総務部参事」を「教育センター所長」に改め、同条第6項中「教育総務部教職員課」を「教育部教職員課」に改める。

附 則

この告示は、令和3年3月31日から施行する。

(令和3年3月31日揭示済)

議

会

奈良市議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月26日

奈良市議会議長 三浦 教次

奈良市議会規則第1号

奈良市議会会議規則の一部を改正する規則

奈良市議会会議規則（昭和49年奈良市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第84条第1項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第132条第1項中「、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者が」を「及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「請願を」を「前2項の請願を」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(令和3年3月26日揭示済)

奈良市議会規程第1号

奈良市議会事務局組織及び処務等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月26日

奈良市議会議長 三浦 教次

奈良市議会事務局組織及び処務等に関する規程の一部を改正する規程

奈良市議会事務局組織及び処務等に関する規程（昭和52年奈良市議会規程第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「総務係 議会広報係」を「総務係」に改める。

第7条第1項議会総務課総務係の部分中第12号を第15号とし、第11号の次に次の3号を加える。

(12) 情報公開及び情報提供に関すること。

(13) 行政視察の受入れに関すること。

(14) 議員の経歴及び表彰に関すること。

第7条第1項議会総務課議会広報係の部分中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 議会の広報に関すること。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(令和3年3月26日揭示済)

正 誤 表

令和3年5月11日付け奈良市公報号外第5号

ページ	誤	正
4、5	奈良市公報号外第17号に掲載	令和4年奈良市公報号外第6号に掲載